

(公 印 省 略)
産 第 3 0 2 6 5 - 6 4 1 号
令和 4 年 1 月 2 4 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

**基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。
標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
から事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本県においては、令和 4 年 1 月 2 1 日からまん延防止等重点措置が適
用されていますので、イベント開催制限等については当該事務連絡のとおり取
り扱います。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者
等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0

(その他)

担 当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 3 3 2 6